

官報

大蔵省印刷局発行

目次

(政 令)

- 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(四四七)
- 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(四四八)
- 石炭並びに石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計法施行令の一部を改正する政令(四四九)
- 資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令(四五〇)
- 中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令(四五二)
- 農林漁業信用基金法施行令の一部を改正する政令(四五二)
- 農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令(四五三)
- 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令(四五四)

(告 示)

- 海上における射撃訓練を実施する件(防衛庁一四八、一四九)
- 日本国に帰化を許可する件(法務三九〇)
- 国債の発行等に関する省令第四条第三項の規定に基づき発行する利付国債の発行条件等を告示(大蔵二八一)
- 国債の発行等に関する省令第六条第一項の規定に基づき発行する利付国債の発行条件等を告示(同二八三、二八五)
- 農業災害補償法第五十条の三の二第一項の規定に基づき主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件の一部を改正する件(農林水産一二七二)
- 農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件(同一二七三)
- 軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があった件(運輸三三四)
- 郵便局に関する件(郵政六三五)
- 高速自動車国道に関する件(建設一九八四、一九八五)
- 都市計画に関する件(同一九八六、一九八八)
- 市町の境界変更の件(自治二二三、二三四)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件(同一三三五)
- 平成十年七月十二日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件(中央選挙管理会三二)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 中央省庁等改革推進本部 総理
府 大蔵省 郵政省 最高裁判所 岩手県 山形県 栃木県 広島県 山口県 川崎市 福岡市

(叙位・叙勲)

(皇室事項)

(公 告)

諸事項

官庁

特定非営利活動促進法第十条第二項、財団、証書無効関係
裁判所
押収物還付、相続、公示催告、失踪、除権判決、破産、免責、和議、特別清算、会社整理、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任、土地家屋調査士名簿登録等関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◆地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(政令第四四七号)(自治省)

1 平成一三年四月一日から横須賀市を地方自治法第二百五十二条の二第一項の中核市として指定することとした。
2 この政令は、平成一三年四月一日から施行することとした。

◆社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第四四八号)(厚生省)

一 身体障害者福祉法施行令の一部改正関係(第二条及び第三条関係)
市町村が支弁する身体障害者更生援護施設の設置に係る費用のうち、都道府県及び国がその費用の一部を負担しない施設を定めることとした。

二 社会福祉法施行令の一部改正関係(第四条関係)
社会福祉事業の対象者の最低人員の特例が適用される事業を定めることとした。

三 知的障害者福祉法施行令の一部改正関係(第五条関係)
市町村が支弁する知的障害者援護施設の設置に係る費用のうち、都道府県及び国がその費用の一部を負担しない施設を定めることとした。

四 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正関係(第六条関係)
一 被共済期間を合算する場合の退職理由を定めることとした。

二 申出施設等に係る掛金の額について、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該共済契約者が使用する申出施設等職員の数に乗じて得た額とした。

三 単位掛金額の算出方法について、退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に基づいて算出した額を基準として、厚生労働大臣が定めることとした。

4 補助金算定対象額について、当該事業年度における退職手当金の支給に要する費用の額に社会福祉施設等職員の数を被共済職員の数で除して得た数を乗じて得た額とした。
五 社会福祉施設職員等退職手当共済法の退職手当金の額に關する経過措置（第七條關係）
社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第二五條第二項の規定により同法第一一條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法第八條、第九條及び第一〇條の規定の例により退職手当金の額を計算する場合の算出方法を定めることとした。

六 施行期日等
1 一から五までに掲げる事項のほか、關係法令について所要の規定の整備等を行うこととした。
2 この政令は、平成一三年四月一日から施行することとした。ただし、第二條、第四條、第五條、第一一條及び第一二條並びに附則第二條から第四條まで及び附則第六條の規定は、平成一二年二月一日から施行することとした。

◇石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令の一部を改正する政令（政令第四四九号）（大藏省）
1 石炭対策として、産炭地域における新たな産業を創出する事業の円滑な実施を図るために設置される基金に対して道県が行う拠出に要する費用に係る補助金等の追加を行うこととした。
2 石油及びエネルギー需給構造高度化対策として、石油代替エネルギーを利用する設備の設置を促進するための情報の収集及び提供に要する費用に係る補助金の追加を行うこととした。
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令（政令第四五〇号）（大藏省）
1 資金運用部預託金に付する利子の利率について、約定期間七年以上のものにつき年二・〇〇パーセントから年二・一〇パーセントに引き上げる等の改正を行うこととした。（第一條關係）

2 約定期間満了前に払戻しを行った資金運用部預託金に付する利子の利率について、預託されていた期間が五年以上のものにつき年一・〇〇パーセントから年一・一〇パーセントに引き上げる等の改正を行うこととした。（第二條關係）
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令（政令第四五一号）（農林水産省）
1 保証保険の保険料率について、保険期間の区分を廃止し、中小漁業者等の区分に応じた設定を行うこととした。（第六條關係）
2 漁業に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴いその漁業経営に影響を受ける漁業者等がその債務の整理を行うのに必要な資金として農林水産大臣及び大藏大臣が指定するものに係る保険關係であつて、平成一四年三月三十一日までに成立しているものに係る保証保険の保険料率は、1の保険料率にかかわらず、改正前のおりとした。（附則第七項關係）
3 この政令は、平成一二年一月一日から施行することとした。

◇農林漁業信用基金法施行令の一部を改正する政令（政令第四五二号）（農林水産省）
1 農林漁業信用基金が行う債務の保証の対象として造林又は育林に必要な資金を追加することとした。（第一條第一号關係）
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令（政令第四五三号）（農林水産省）
1 家畜排せつ物の処理の高度化を図るために必要な資金を農業信用保証の低位な保険料率の適用を受ける特定資金に加えることとした。
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に關する政令（政令第四五四号）（厚生省）
一 国民年金法關係
1 社会保障に關する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律（以下「法」という。）の規定により国民年金の被保険者とならないこととされる者として、五年を超えないと見込まれる期間日本国の領域内で就労するために引き続き日本国に滞在する者であつて、滞在を開始した日から起算して五年を経過していないもの等を定めることとした。（第一條及び第二條關係）
2 1の者に係る国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失について必要な事項を定めることとした。（第三條關係）
二 厚生年金保険法關係
1 法の規定により厚生年金保険の被保険者とならないこととされる者として、五年を超えないと見込まれる期間日本国の領域内で就労するために引き続き日本国に滞在する者であつて、滞在を開始した日から起算して五年を経過していないもの等を定めることとした。（第五條及び第六條關係）
2 法の規定により厚生年金保険の被保険者とならないこととされる者として、日本国の領域及び連合王国の領域内において同時に就労する者であつて、連合王国の領域内に住所を有するもの等を定めることとした。（第七條及び第八條關係）
3 1及び2の者に係る厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失について必要な事項を定めることとした。（第九條關係）
4 法の規定により厚生年金保険の加入の特例の対象となる者として、五年を超えないと見込まれる期間連合王国の領域内で就労するために引き続き連合王国に滞在する者であつて、滞在を開始した日から起算して五年を経過していないもの等を定めることとした。（第一一條、第一三條關係）
三 この政令は、法の施行の日から施行することとした。

政 令

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に關する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十二年十月十二日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百四十七号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に關する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に關する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。
「松山市」を「松山市 横須賀市」に改める。

附 則
（施行期日）
第一條 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
（地域保健法施行令の一部改正）
第二條 地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。
第一條第三号中、「横須賀市」を削る。
（大気汚染防止法施行令の一部改正）
第三條 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。
第十三條第一項中、「横須賀市」を削る。
（水質汚濁防止法施行令の一部改正）
第四條 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）の一部を次のように改正する。
第十條中、「横須賀市」を削る。
（特定工場における公害防止組織の整備に關する法律施行令の一部改正）
第五條 特定工場における公害防止組織の整備に關する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。
第十四條第二号中、「横須賀市」を削る。

(計量法施行令の一部改正)
第六条 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四号中、「横須賀市」を削る。

内閣総理大臣 森 喜朗
厚生大臣 津島 雄二
通商産業大臣 平沼 赳夫
自治大臣 西田 司

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成十二年十月十二日
内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百四十八号

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百一十一号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(児童福祉法施行令の一部改正)
第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第九条の四中、「第二十二條、第二十三條本文若しくは」を「第二十五條の二第三号に規定する保育の実施等又は法」に改め、又は法第二十四條第一項本文の保育の実施」を削り、措置若しくは保育の実施」を「保育の実施等若しくは措置」に改める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)
第二条 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の一号を加える。
三 身体障害者授産施設(通所のみにより利用されるものに限る)であつて、常時利用する者が二十人未満であるもの
第三条 身体障害者福祉法施行令の一部を次のように改正する。
第十条の二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 盲導犬訓練施設

(社会福祉法施行令の一部改正)
第四条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。
第十二條を第十三條とし、第三條から第十一條までを一列ずつ繰り下げ、第二條第一項中「第十一條」を「第十二條」に、「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同條を第三條とする。

第一条中「社会福祉法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同條を第二條とし、第一條として次の一條を加える。
(社会福祉事業の対象者の最低人員の特例)
第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。第二條第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)に規定する身体障害者授産施設を經營する事業
二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者授産施設を經營する事業
三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)に規定する精神障害者授産施設を經營する事業

第五条 知的障害者福祉法施行令(昭和三十三年政令第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。
四 知的障害者授産施設(通所のみにより利用されるものに限る)であつて、常時利用する者が二十人未満であるもの
(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正)
第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条を削る。
第四条第一項中「第十五條第二項に規定する」を「第十五條第二項第一号に規定する社会福祉施設等職員に係る」に、「被共済職員」を「社会福祉施設等職員」に改め、同條第二項中「前項」を「前二項」に、「において当該共済契約者が使用する被共済職員の数」を「一における第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数
二 当該共済契約者が使用する申出施設等職員の数に三を乗じて得た数

第四條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 法第十五條第二項第二号に規定する申出施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する申出施設等職員の数に三を乗じて得た額とする。
第四條を第六條とし、第三條を第四條とし、同條の次に次の一條を加える。
(被共済職員期間を合算する場合の退職理由)
第五條 法第十一條第七項の政令で定める理由は、引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の經營する共済契約対象施設等の業務及び共済契約対象施設等以外の施設又は事業の業務を兼務することを要するものとなつたこと(兼務するそれぞれの業務の勤務時間の一週間の合計が、当該共済契約対象施設等の業務に常時従事する者の一週間の勤務時間に見合う場合に限る。)とする。

第二條中「退職した」を「退職(法第七條に規定する退職をいう。以下同じ。した)」に、「六箇月」を「六月」に改め、同條を第三條とし、第一條の二を第二條とする。
本則に次の二條を加える。
(単位掛金額)
第七條 単位掛金額は、毎事業年度、当該事業年度において支給される退職手当金の見込額から第一号に掲げる額を控除して得た額を第二号に掲げる数で除して得た額を基準として厚生労働大臣が定める。

一 国が当該事業年度において社会福祉・医療事業団に対し交付する法第十八條第一号に規定する費用に係る補助金の見込額
二 各都道府県が当該事業年度において社会福祉・医療事業団に対し交付する法第十九條に規定する補助金の見込額の合計額
三 各都道府県が当該事業年度において社会福祉・医療事業団に対し交付する法第十九條に規定する補助金の見込額の合計額

一 当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る)の人数
二 当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る)の人数に三を乗じて得た数
三 当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る)の人数に三を乗じて得た数

(補助金算定対象額)
第八条 法第十八條第一号に規定する補助金算定対象額は、当該事業年度における退職手当金の支給に要する費用の額に当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る)の数を当該事業年度の初日における被共済職員の数で除して得た数を乗じて得た額とする。
(社会福祉施設職員等退職手当共済法の退職手当金の額に関する経過措置)
第七条 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(以下「社会福祉事業法等改正法」という。附則第二十五條第二項の規定により同項各号に規定する者について社会福祉事業法等改正法第十一條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)第八條、第九條及び第十一條の規定の例により退職手当金の額を計算する場合には、現に退職した日の属する月前(退職した日が月の末日である場合は、その月以前)における社会福祉事業法等改正法第十一條の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法第十一條の規定による被共済職員期間の計算の基礎となる最後の六月の本俸の総額を六で除して得た額を前条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第三條の表の上欄に掲げる区分に当てはめて算出するものとする。

(厚生労働省組織令の一部改正)
第八条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第九十二條第四号中「児童福祉施設」を「保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設」に改め、及び保育の実施に要する費用」を削る。
(地方自治法施行令の一部改正)
第九条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四條の二第六項及び第七十四條の四十九の二第二項中「入所させた者につき、その入所後に要する費用」を「係るもの」に、「実施(都道府県の設置する保育所におけるものを除く。とあるのは「実施」を「保育費用(都道府県の設置する保育所に係るものを除く。とあるのは「保育費用」に改める。)
第七十四條の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に、「同法第二十一條第三の三の規定による盲導犬の貸与等」を加える。